

2022年 3月 3日

東洋紙業株式会社
代表取締役社長 小川 淳
問合せ先 総務課担当係
TEL 06-6567-2111

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

本日、当社は、日本年金機構が発注する帳票の作成及び発送準備業務における独占禁止法違反に関し、公正取引委員会から独占禁止法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受けましたので下記の通りご報告いたします。

当社といたしましては、この度の命令を厳粛かつ深刻に受け止め、お取引先様はじめ関係者の皆様に多大なご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。
引き続き法令遵守と再発防止の徹底に取り組み信頼の回復に努めてまいります所存です。

記

1. 排除措置命令の概要

当社は、日本年金機構が一般競争入札等の方法により発注する帳票の作成及び発送準備業務の入札に関して、遅くとも平成28年5月6日から令和元年10月7日までの間、他者と共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするなど独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為が認められたとして、今後同様の行為が行われないように必要な措置を講じること等を命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額 3億1,686万円

3. 業績に与える影響

上記課徴金の金額を、2022年3月期において独占禁止法関連損失として特別損失に計上いたします。関連する2022年3月期の業績に与える影響につきましては、他の要因を含めて現在精査中でございます。

以上